

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月14日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第2号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の210」を「100分の205」に、「100分の149」を「100分の146.5」に、「100分の250」を「100分の245」に改め、同項第2号中「100分の113.5」を「100分の111」に、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の134.5」を「100分の132」に、「100分の149」を「100分の146.5」に改め、同項第3号中「100分の102」を「100分の99.5」に、「100分の122」を「100分の119.5」に改め、同項第4号中「100分の93.5」を「100分の91」に、「100分の112.5」を「100分の110」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の52」を「100分の50.75」に、「100分の62」を「100分の60.75」に改め、同項第2号中「100分の48.5」を「100分の47.25」に、「100分の58.5」を「100分の57.25」に改め、同項第3号中「100分の46.5」を「100分の45.25」に、「100分の56.5」を「100分の55.25」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から適用する。